

軽油引取税 (道府県税)

1 納税義務者等

平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に特約業者、元売業者等からの軽油の引取り等に対し、その数量を課税標準として1klにつき32,100円の税率により、当該軽油の納入地の営業所等の所在する道府県において、その引取り等を行う者に課する(地法700の3、700の7、地法附則32の2②)。

なお、本税は、道路に関する費用に充てるための目的税であり、都道府県知事より免税証の交付を受けた場合に限り、課税しないものとする(地法700)。

また、平成元年10月1日以降、業者に記帳義務が課された(平成元年地法改正法附則8①)。

2 林業関係の特例

(1) 林業者等に対する特例 (林業 昭53、素材生産業 平成元年創設)

林業^(注)を営む者又は前年度の素材生産量が1,000m³以上である素材生産業を営む者が、林業又は素材生産業の用に供する製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機の動力源のための軽油の引取に対しては課税しないものとする(地法700の6四、地令56の3の3、56の4、地規18の2の2)。

(注) 林業の定義—土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいうものであるが、養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれない。

集成材製造業を含む

(2) 木材加工業に対する特例 (昭和53年創設)

一般製材業^(注1)、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業^(注2)、造作材製造業^(注3)、合板製造業^(注4)、建築用木製組立材料製造業^(注5)、パーティクルボード製造業、木材注葉業及び木材防腐処理業を専ら営む者が、事業場内において専ら木材の積卸しの用に供するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーン(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源のための軽油の引取に対しては、課税しないものとする(地法700の6五、地令56の5、地規18の3⑤、「軽油引取税の課税免除について」(昭和36年5月31日自治丙府発第45号、最終改正平成14年4月1日、以下Ⅳ軽油引取税において「通達」という。)五(十三)(1)～(11))。

(注1)「一般製材業を営む者」は、専ら丸太等の素材を製材機械によって板、角材等の製材とする事業を営む者がこれに該当するものであるが、森林組合及び森林組合連合会が製材工場を営む場合もこれに含めて取扱う(通達五(十三)(1))。

(注2)「木材チップ製造業を営む者」は、専ら木材チップを製造する事業を営む者がこれに該当するものであるが、森林組合及び森林組合連合会が木材チップ工場を営む場合も

これに含めて取扱う（通達五（十三）（4））。

（注3）「造作材製造業を営む者」は、専ら木製サッシ、羽目板、入口、階段等の造作材を製造する事業を営む者がこれに該当する（通達五（十三）（5））。

（注4）「合板製造業を営む者」は、専ら合板を製造する事業を営む者がこれに該当する（通達五（十三）（6））。合板製造業には、集成材製造業を含む。

（注5）「建築用木製組立材料製造業を営む者」は、専ら木製プレカット製品（木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分に使用する製材又は集成材に、あらかじめ継手加工又は仕口加工を施してある製品をいう。）トラス組製品（組立ばりのうち、各部材が三角形を構成するように造られた骨組製品をいう。）等の建築用木製組立材料を製造する事業を営む者がこれに該当する（通達五（十三）（7））。

（3）木材市場業に対する特例（昭和53年創設）

木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その^{（注）}売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し又は経営する事業を営む者が、事業場内において専ら木材の積卸しの用に供するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーン（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源のための軽油の引取に対しては課税しないものとする（地法700の6五、地令56の5、地規18の3⑥、通達五（十四）（1）（2））。

（注）「その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場」には、せり売り又は入札のみにより行われるものはもとより、市が開かれる日以外においてせり売り又は入札以外の方法により売買が行われるものであっても、当該市場における売買が「原則としてせり売り又は入札の方法により行われる」ものであると認められるものである限り、市場に含まれる（通達五（十四）（1））。

（4）バーク堆肥製造業に対する特例（平成6年6月創設）

バーク堆肥^{（注）}製造業を営む者が、その事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用される機械、又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用するショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源のための軽油の引取については課税しないものとする（地法700の6五、地令56の5、地規18の3⑦）。

（注）地方税法施行令

第56条の5に規定するたい肥製造業で自治省令で定めるものは、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項〔特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出〕の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるバークたい肥製造業とする。